

平成 2 7 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 7 年 4 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

平成27年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成27年4月17日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時31分

2. 場 所 武蔵村山市役所4階 401大集会室

3. 出席委員 持 田 浩 志 (教育長) 土 田 三 男

高 橋 勝 義 本 木 益 男

島 田 妙 美

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博

教育総務課長 松下 君江 教育施設担当課長 比留間光夫

指導・教育センター担当課長 小嶺 大進 学校給食課長 神山 幸男

文化振興課長 山田 義高 スポーツ振興課長 指田 政明

図書館長 乙幡 孝 指導主事 西原 英治

指導主事 村上 正昭

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英

橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について
- 6 協議事項 武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領（案）について
- 7 その他

◎開会の辞

○持田教育長 本日の出席委員は全員でございます。

これより平成27年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○持田教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○持田教育長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○持田教育長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○持田教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

第1点目でございますが、武蔵村山市第三期特定事業主行動計画～武蔵村山市職員次世代育成支援計画（平成27年度～平成31年度）～についてでございます。

資料1、別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、武蔵村山市第三期特定事業主行動計画～武蔵村山市職員次世代育成支援計画（平成27年度～平成31年度）～についてでございます。

近年の少子化の進行が日本の経済、社会に及ぼす影響ははかり知れないものがございます。この流れを変えるべく、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律は、職員の子供たちの健やかな育成のための行動計画、特定事業主行動計画の策定を地方公共団体の機関等に求めてございます。

そこで、武蔵村山市では、平成17年3月に第一期、平成22年3月に第二期の特定事業主行動計画を策定し、子育てを支援する職場環境づくりに努めてきましたが、その計画期間が平成26年度で満了することから、武蔵村山市第三期特定事業主行動計画を平成27年3月に策定したものでございます。

なお、市長部局、市議会、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会、そして教育委員会の合同で策定したものとなっております。

それでは、資料1、別冊を御覧ください。

1枚おめくりいただきますと、目次でございます。

1ページには、「はじめに」と題し、前書きを記させていただいております。

2ページを御覧ください。

1 総論で、まずこの計画の目的といたしまして、次世代支援法第7条第1項及び第3項の規定に基づき国が定める行動計画策定指針で掲げられた、①「職員の仕事と生活の調和の推進」、②「職員の仕事と子育ての両立の推進」、③「機関全体で取り組む」、④「機関の実情を踏まえた取組の推進」、⑤「取組の効果」、⑥「社会全体による支援」、⑦「地域における子育ての支援」という基本的な視点を踏まえつつ、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することとしてございます。

次に、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年としてございます。

また、計画の推進体制といたしまして、（1）次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における職員を構成員とした武蔵村山市第三期特定事業主行動計画推進委員会の設置。（2）次世代育成支援対策について職員に対する情報提供や研修の実施。（3）仕事と子育ての両立に関する相談等の実施。（4）全ての職員が知り得るように啓発資料の作

成・配布など適切な方法による本計画の内容の周知。(5)本計画の推進状況については、年度ごとに、武蔵村山市第三期特定事業主行動計画推進委員会において把握をした結果や職員のニーズ等を踏まえて、その後の対策の実施を図ってまいります。また、本計画について取組状況や目標に対する実績等につきまして、毎年公表し、計画を着実に推進してまいります。

3ページからは、具体的な内容として職務の勤務環境に関するものを、6ページからは、その他の次世代育成支援対策に関する事項の現状と平成31年度達成目標を記してございます。

ここで、3ページの(1)のウ 妊娠中の女性職員が医師から指導を受けた場合に休憩を与える制度等についてでございますが、平成26年度、未実施となっておりますが、男女雇用機会均等法の第13条に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置でございます。妊娠中及び出産後の女性労働者が健康診断等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は勤務時間の変更、勤務の軽減等、必要な措置を講じなければならないと定められてございます。武蔵村山市におきましては、制度として確立してはおりませんが、妊娠中の休憩に関する措置として、現状では本人の申出によりまして適宜休憩時間を延長するなど、対応はとられているところでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思いますが、ウ 育児短時間勤務の制度につきましては、現状、平成26年度は未実施となっております。こちらの育児短時間勤務とはどういった制度かと申し上げますと、職員の小学校就学の始期に達するまでの子供を養育するために、常勤職員のまま幾つかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度となっております。

本市では、育児短時間勤務の制度はございませんが、育児時間、また部分休業、そういった形での対応をさせていただいてございまして、育児時間は1歳3か月に達しない児童がおりますときに、職員が1日、2回、45分間、ただし30分から90分まで有給として取得ができるものでございまして、部分休業は小学校就学の始期に達するまで、2時間以内であれば無給で取得することができる休業となっております。武蔵村山市ではそういった措置をとらせていただいております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにはまとめといたしまして、この行動計画は、性別を問わず仕事と子育ての両立を一層支援することを目的として策定したのですが、支援を受ける側の職員が、支援する側

の職員から理解が得られるよう心がけていくことも大切であり、また「現在、支援を受ける立場」は「将来、支援する立場」に変わります。今、安心して子育てをすることができれば、きっと将来は、職員同士に限らず、全ての子育てをする人に対して、思いやりのある支援ができるのではないかと問いかけ、ワークライフバランスの実現により、職場や家庭のみならず、地域においても「子育ての支え合い」が大きく広がり、次代の子供たちをより安心して育てていける社会となっていくことを期待し、この行動計画に掲げた施策を推進していくと結んでございます。

9 ページ以降は、参考資料を掲載させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○持田教育長 続きまして、2 点目でございます。

平成26年度区域外就学の状況についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度区域外就学の状況についてでございます。

平成26年度中におきます他市区町村から本市への就学者数につきましては41人、本市から他市区町村への就学者数につきましては47人で、指定学校以外の就学者数につきましては88人と、平成25年度比較し1人の減となっております。

まず、表の区分でございますが、左側より1学期、2学期、合計となっております。項目は、上段より他市区町村から「本市」、この本市につきましては、住所が他市区町村にあって本市の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。次に、本市から「他市区町村」、この他市区町村は、住所が本市にあって他市区町村の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。まず、他市区町村から本市へは、小学校で25人、中学校で16人の合計41人でございます。前年度と比較し、2人の増となっております。次に、本市から他市区町村へは、小学校で27人、中学校で20人、合計で47人でございます。前年度と比較し、3人の減となっております。

区域外就学に係ります理由といたしましては、最終学年であることからが24人、学期途中であることから42人、転入先付けが7人、その他では家庭の事情などによりまして15人となっております。

以上で、区域外就学の状況についての説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。

平成26年度学校選択制の結果（平成27年度入学）についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成26年度学校選択制の結果（平成27年度入学）についてでございます。

平成26年度に、学校選択制により市内各校への転入、転出した生徒数につきましては、合計で87人でございます。本市では、平成17年度就学の中学1年生から中学校選択制を開始しております。制度の利用につきましては、平成23年度は86人、平成24年度は83人、平成25年度は90人、平成26年度は87人で、平成26年度のこの制度の利用割合は、新入学生徒の12.6%となつてございまして、前年度と比較して3人の減で0.3%の増となっております。

各中学校の状況でございますが、表の対象校の縦が転入、横が対象校からの転出で、第一中学校は転入が25人、転出が33人で8人の減、村山学園第二中学校は転入が1、転出が11人で10人の減、第三中学校は転入が26人、転出が9人で17人の増、第四中学校は転入が29人、転出が12人で17人の増、第五中学校につきましては転入が6人、転出が22人で16人の減となっております。

主な理由といたしましては、友人関係、通学距離、部活動、兄弟関係、その他では学校の設備、施設面などが選択の理由として挙げられているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。

平成27年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思ひます。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは、平成27年度児童・生徒数及び学級数の状況について御説明申し上げます。

平成27年4月7日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては146学級で、昨年度と比較いたしますと1学級の減となっております。また、特別支援学級数につきまして

は21学級で、3学級の増となっております。

次に、中学校についてでございますが、中学校につきましては、通常学級につきましては60学級、昨年度と比較いたしますと2学級の減となっております。また、特別支援学級につきましては8学級で、こちらは1学級の増となっております。

平成27年度の学級編制でございますが、小学校は第1学年、第2学年が35人以下の学級編制、第3学年から第6学年までが40人以下の学級編制となっております。中学校につきましては、第1学年が35人以下の学級編制、第2学年、第3学年が40人以下の学級編制となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校児童の在籍者数につきましては、通常の学級で4,545人、特別支援学級は62人で、合計4,607人となっております。前年度と比較いたしますと、通常の学級は3人の増、特別支援学級は6人の増で、合計で9人の増となっております。

次に、中学校の生徒の在籍者数でございますが、通常の学級で2,112人、特別支援学級は34人で、合計で2,146人となっております。前年度と比較いたしますと、通常の学級は33人の増、特別支援学級は2人の増、合計で35人の増となっております。

なお、左下欄の各通級指導学級の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま御報告いたしました小学校児童及び中学校生徒の在籍者数の内数でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。

平成27年度小・中学校等の教職員数及び平成27年度教職員の異動状況についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、平成27年度小・中学校等の教職員数及び平成27年度教職員の異動状況について御説明をさせていただきます。

まず、小・中学校の本年度の教職員数でございますが、正規教職員は小学校240人、中学校132人、計372人でございます。主幹教諭及び主任教諭につきましては、各校の人員は資料にお示しをしたとおりでございます。本市では、主幹教諭は小学校18人、中学校14人、合計

32人が在籍をしており、指導教諭が小学校2人、中学校が1人の合計3人となりました。主任教諭は小学校54人、中学校29人、合計83人が在籍をしております。また、主幹教諭である養護教諭が小学校1人、中学校2人、合計3人、主任養護教諭は小学校5人、中学校1人、合計6人が在籍をしております。

次に、教職員の異動状況でございますが、資料の裏面を御覧ください。

管理職につきましては、小学校の校長は、市内からの昇任が1人、市外からの転任が1人、再任用が1人でございます。また、退職は1人でございます。副校長は、市内からの昇任が2人、市外からの転任が2人でございます。

続きまして、中学校でございますが、校長は市内からの昇任が1人で、退職はございません。副校長は、市外からの昇任が1人、市外からの転任が2人でございます。副校長は小・中、合わせて7人かわったこととなります。

次に、主幹教諭、主任教諭を含む教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員でございますが、小学校は転入が50人、うち24人が新規採用教員、転出は51人でございます。中学校は転入が19人、うち8人が新規採用教員、転出は15人でございます。合計しますと、転入は69人、うち32人が新規採用教員、転出は66人となっております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。

武蔵村山市立学校平成27年度行事予定一覧についてでございます。

資料6、別冊になっております。資料6、別冊を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校平成27年度行事予定一覧について御説明をいたします。

こちらは平成27年度における各学校の教育活動を御参観いただくため、一覧表にしたものでございます。御活用いただきたく存じます。

各学校におきまして、学校公開週間、展覧会、音楽会、運動会等の日程を示してございます。

大変申し訳ありません。1点、日程につきまして誤りがございましたので、修正をさせていただきます。

4ページ目、裏面の上段、小中一貫校村山学園の運動会でございます。運動会の日程が

「6／7（土）」と記載をされておりますが、こちらは「6／6（土）」の誤りでございました。訂正をして、お詫びいたします。大変申しわけありませんでした。

こちらの日程につきましては、天候等により変更される場合もございますので、各行事の御参観をいただく場合は、教育指導課にお問い合わせをいただくか、各学校に御確認いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、村山学園の運動会、「6／7」となっておりますが、これは「6／6」の土曜日ということで、訂正をよろしく願いいたします。

続きまして、7点目でございます。

平成26年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思っております。こちらも別冊になっております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成26年度武蔵村山市立学校学校評価結果について御説明をいたします。

平成27年3月に各学校から教育委員会宛てに、平成26年度学校評価結果が提出をされました。この学校評価結果につきましては、同日以降、各学校のホームページに掲載をし、公表しているものでございます。

本資料は、4ページから29ページまでに、見開きの形で各学校の学校評価計画表と自己評価表を掲載いたしております。

また、32ページからは学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会から各校長宛てに提出をされた報告書を掲載しております。

4ページから偶数ページに掲載の学校評価計画表は、昨年5月に努力指標や成果指標を策定し、校長が所属職員に示したものです。

また、奇数ページに掲載の学校評価、自己評価表は、学校評価計画表を受け、校長が示した中期・短期の経営目標と目標達成のための方針に基づき、中間及び年度末の数値で評価したものでございます。

32ページをお開きください。

本市では、平成21年度より全ての学校で学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会を設置しております。学校の自己評価結果を踏まえて、各項目について改めて客観的に評価

を行うとともに、学校改善の視点から校長に意見を述べる目的で設置をされているものでございます。

このページからは、学校関係者評価委員会、若しくは学校運営協議会から各校長宛てに提出をされました報告書を掲載しております。

教育委員会といたしましては、引き続き評価の精度の向上と評価結果を次年度の教育内容の改善に生かすことについて指導をしております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。

平成27年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、平成27年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧について御説明をいたします。

こちらの研究活動につきましては、現時点での最新のものを掲載しております。網かけになっているものにつきましては、現在申請中で、まだ決定をされていないものでございます。本市の研究指定はもちろんのこと、国や東京都の研究指定も掲載をしております。

国の指定につきましては、第八小学校が文部科学省研究開発学校として道徳の教科化へ向けた「徳育科」の研究指定として2年目を迎えるほか、第三小学校、雷塚小学校、第三中学校、そして都立上水高校が英語教育強化地域拠点事業として、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を目指して、小・中・高校が連携をした研究を進めるものでございます。また、第二小学校が文部科学省教育課程特例校の指定を受け、運動系、文科系の教育活動の充実に取り組みます。

また、東京都の指定につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校が、昨年度の4校から今年度はその2倍強の9校が指定を受けております。さらに、本年度も東京都教育委員会言語能力向上拠点校の指定を受けている学校もございます。今後も引き続き、中学校区を単位とした小中連携した研究を推進してまいります。

10ページの下段には、教育委員会の事業としまして、全学校が取り組む教育活動等を掲載をさせていただいております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。

ノルディックウォーキングイベントの開催についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、ノルディックウォーキングイベントの開催について、報告をさせていただきます。

本事業につきましては、タイトルを「ノルディックウォーキングで行く！「おいしい村山を食べちゃウォーカー♪」村山の魅力教え隊！集まれ」といたしまして、平成27年5月24日、日曜日に実施をしたいと考えております。

本事業は、未来の担い手「武蔵村山青年会議U40」から提案のあった企画をもとに、自然豊かな狭山丘陵でのノルディックウォーキングの体験を通して、スポーツへの関心を喚起し、健康増進を図るとともに、参加者同士の交流及び給水所、本事業では給スイーツ所といたしますが、そこで市の特産品を使用したスイーツ等の試食を行い、市の魅力を再発見・発信することを目的として実施するものでございます。

主催は、武蔵村山市及び武蔵村山市教育委員会。協力は、武蔵村山市総合型地域スポーツクラブ「よってかっしゅクラブ」でございます。

開会式は、野山北公園運動場において、午前8時50分から行い、開会式終了後、ノルディックウォーキングの講習や狭山丘陵の約6キロメートルのウォーキング、給スイーツ所での試食などを行い、ツイッターやフェイスブックといったSNS等に写真やコメントなどを掲載することで、市の魅力発信を行ってまいります。

終了時間は正午を予定しておりますが、参加者にはかたくりの湯無料入浴券を差し上げ、温泉施設も楽しんでいただき、市の魅力発信に努めてもらいたいと考えております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中、恐縮ではありますが、開会式への出席についてよろしくお願いいたします。

資料、裏面を御覧いただきたいと存じます。

イベントにつきましては、小雨の場合は決行いたしますが、雨天中止の場合は、当日、午前7時30分の段階で決定をいたします。

参加資格は、完歩する体力のある方としておりまして、小学校3年生以下の方が参加する場合は、保護者同伴といたします。

募集人数は、先着50名ということで、参加費は無料でございます。

本事業につきましては、スポーツ振興課が運営全般を担当し、秘書広報課が広報活動を、そして産業観光課がスイーツや温泉施設関係を担当し、3課が連携して事業を実施するものでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。

図書館及び地区図書館の臨時休館についてでございます。

資料10を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、図書館長から報告いたします。

乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、図書館及び地区図書館の臨時休館について御説明申し上げます。

13ページ、資料10を御覧いただきたいと思います。

この臨時休館につきましては、現在、図書館及び地区図書館で使用している図書館総合情報システム関連電子計算器等が、平成21年2月の稼働から6年を経過し、その入替えを行うものです。

なお、利用者への周知につきましては、5月15日発行の市報、図書館ホームページ及び館内ポスターの掲示により行うこととしております。

図書館からは以上でございます。

○持田教育長 11点目のその他でございますが、私から1点、小中一貫教育全国サミットについて御報告させていただきます。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、小中一貫教育全国サミットについて御報告をいたします。

本市では、小中一貫教育の重要性を国に示し、地方からの教育改革を目指す小中一貫教育全国連絡協議会が主催をいたします小中一貫教育全国サミットに、平成23年度の広島大会から参加をし、これまでに小中一貫校村山学園の実践を4年連続で発表してまいりました。

今年度、本市では新たに施設隣接型小中一貫校大南学園がプレ開校し、さらに今後の本市の小中一貫教育の在り方について御提言をいただきたく、昨年度の3月に武蔵村山市立小・中一貫校検討委員会を立ち上げ、東京大学大学院の藤江准教授を学識経験者にお迎えをし、検討を開始したところでございます。

これらの状況を踏まえ、昨年の全国サミットが行われました姫路大会でも本市が実践報告を行ったことを機に、小中一貫教育全国連絡協議会事務局から、本市での全国大会の開催について打診をいただいたところでございます。

先日、事務局に伺ったところ、来る4月24日に京都市で会議が行われ、そこで平成27年度の開催地を決定するというところでございますが、今のところ開催候補地として挙げられている自治体は、本市以外にはないという情報をいただいております。今後、正式な決定をいただけた段階で改めて御報告をさせていただきたいと存じます。

御報告は以上でございます。

○持田教育長 今、27ということでしたけれども、28年度ですね。

○榎並学校教育担当部長 28年度の開催地です。失礼いたしました。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対する質疑等があれば、お受けいたします。

よろしいですか。ありませんか。

(発言する者なし)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第4 議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第4、議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年4月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第31号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の人事異動等に伴い、委員を任命する必要があり、平成27年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について御説明をいたします。

平成27年3月の定例教育委員会で議決をいただきました第一小学校、第七小学校、雷塚小学校、小中一貫校村山学園、第一中学校、第三中学校、第四中学校の武蔵村山市立学校学校運営協議会委員につきましては、主に平成27年4月1日付、教職員の人事異動等により、改めて委員を任命する必要が生じました。また、第二小学校、第八小学校、第九小学校、第五中学校につきましても、平成27年4月1日付の教職員の人事異動等により、委員の任命が必要になりますが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条1項の規定に基づき臨時に代理をしたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案の次に別紙がございますので御覧ください。

説明につきましては以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第5 議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について

○持田教育長 日程第5、議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成27年4月17日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○持田教育長 それでは、議案第32号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市スポーツ推進委員の欠員に伴い、委員を委嘱する必要があり、平成27年4月1日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、スポーツ振興課長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 それでは、議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認について御説明させていただきます。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条に基づき、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、教育委員会が委嘱をするものでございます。

現委員の任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間となっておりますが、平成27年3月末現在で委員定数14人のうち3人が欠員という状況でございました。この

たび、新たに委員をお引き受けくださる方が見つかり、委員の委嘱をする必要が生じたところでございますが、会議を開催するいとまがございませんでしたので、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御承認をお願いするものでございます。

資料の別紙を御覧いただきたいと存じます。

市内本町在住の中村加純さんにつきましては、市内小学校の教諭をされている方でございます。

任期につきましては、武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第5条の規定に基づき、前委員の残任期間である平成28年3月31日までとなっております。

以上でございます。

○持田教育長 これより質疑に入ります。

土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 日頃スポーツ推進委員の皆さんに、非常にこの教育委員会主催事業の活動については、本当に力をいただいてこられておりまして、これはすごく感謝をしているところなんですけれども、現行、まだ2人欠員があるということなんですけれども、その2人の欠員の補充というんでしょうか、そういったことに対する教育委員会の活動、事務局活動はどのようなふうになっていますか。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 今、御質問がございましたスポーツ推進委員の欠員の部分についてでございますが、現在も新たにお引き受けをくださる方について複数人、お話をさせていただいているところでございますが、なかなか御承認を得られるという状況に至ってございません。今後も引き続き、新たに委員になっていただける方を探してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○持田教育長 土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 さきに市議会議員になられた方、市議会議員は非常勤特別職の扱いですけれども、スポーツ推進委員も非常勤特別職なわけで、議員さんになったからこの職をやめなさいいけないというような、何かそういう規定はございますか。

○持田教育長 指田スポーツ振興課長。

○指田スポーツ振興課長 お答えいたします。

特にそういう規定は伺ったことはありません。

以上でございます。

○持田教育長 土田教育長職務代理者。

○土田職務代理者 非常勤特別職というのは、これは重複しても法的にはいささか問題ないというふうには理解しているんですけども、市議会議員さんが消防団員を兼務するとか、非常になかなか御協力のいただけないような業種というんでしょうか、お力を貸していただけない、非常に苦慮するわけですよ。現行、まだまだ2人欠員ということになっているが、そういうようなことも考えて、一概にそういった職についたからやめるというような理由をもってやめられるようなときには、やはりお引きとめいただいて、御協力をいただけるものならいだけ、市民のスポーツ振興、特に我がまちもスポーツ都市宣言をして、これからますます市民とスポーツを密着した行政、市民活動に入っていくわけですから、一番の基本になるところだと思うんですね。そういった意味で、幅広い考えをもって、この委員さんになっていただくように、そういった方向からも、ぜひ進めていただけたらと、こういうふう

に思いますので、よろしく願いいたします。

要望しておきます。

○持田教育長 よろしいですか。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第32号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○持田教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 協議事項

○持田教育長 日程第6、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○持田教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

松下教育総務課長。

○松下教育総務課長 事務局から、武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領(案)について、御協議をお願いいたします。

○持田教育長 それでは、協議事項、武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領(案)についての説明を求めます。

小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 それでは、武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領(案)について御説明をいたします。

今年度は、中学校の平成28年度使用教科用図書の採択年度となっております。現時点では、文部科学省、東京都から教科書採択に関する通知が本市教育委員会には届いてはおりませんが、既に文部科学省のホームページにその通知が掲載をされておりますので、本日はその内容を踏まえ、武蔵村山市立学校平成28年度使用教科用図書採択要領(案)として御説明をいたします。

なお、本要領に基づき、8月7日の臨時教育委員会において採択いただくものでございます。

別冊、協議事項資料を御覧ください。

まず、前回、平成23年度の中学校の使用教科用図書採択要領と大きく変更した点が4点ございます。

1点目、これまでも教科書採択につきましては、法令や通知等に基づき、適正かつ公正に実施をしておりますが、採択要領の第1に「目的」として項立てを行い、そこに「採択

を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとする。」と、その旨を明記をいたしました。

2点目、前回の採択では、各中学校に見本教科書を回覧することをしておりませんでした。これまで以上に精度の高い調査研究資料を作成する目的で、各中学校に2週間ずつ全教科書のセットを回覧いたします。また、学校ごとに教科書学校調査会を設置し、校長の責任のもと、校内の教職員が分担して簡潔な資料を作成いたします。それを、これまで設置をしておりました教科書調査研究委員会に提出することといたします。

3点目、教科書調査研究資料及び教科書採択資料作成委員会報告書の記載内容につきまして、項目を精査し、簡潔なものに改訂をいたしました。

4点目、教科書展示会につきましては、法定展示期間の14日間に加えて、特別展示期間として3日間設定をして開催し、その3日間のうちの1日を土曜日に設定をし、より多くの保護者や市民の皆様にも御覧いただけるように開催する予定でございます。その際は、市報やホームページを初め、保護者等にも案内を配布し、市民や保護者に広く周知し、多くの意見を聴取できるようにいたします。

それでは、要領（案）本文を御覧ください。

1ページ、第3、組織及び任務の1、採択資料作成委員会は、各教科の調査研究委員会委員長9人、これは中学校の校長5人が複数の教科の委員長を兼任いたします。特別支援学級調査研究委員会委員長を小・中学校から校長1人ずつ、中学校保護者代表1人、合計12人で構成し、報告書を作成いたします。

2ページ、第3の2、調査研究委員会は、9教科の調査研究委員会の委員長を中学校長とし、各中学校から教科別に1人ずつの教員、小学校全体から教科別に1人ずつの教員の合計7人で1部会を構成し、調査研究資料を作成いたします。特別支援学級調査研究委員会につきましては、小・中学校ごとにそれぞれ2人の校長をもって調査研究委員会委員長といたします。そのもとに、小学校は知的障害学級教員2人、情緒障害学級教員2人、中学校は知的障害学級教員2人をもって構成いたします。

3ページ、第3の3、学校調査会は、各中学校において、校長を責任者として学校調査会を設置し、学校調査資料を作成いたします。

次に、8ページ、様式1を御覧ください。

教科書採択資料作成委員会報告書の様式であります。今回の調査内容は、1、内容、2、構成上の工夫、3、特長の3点に改めております。

9ページ、様式2は、調査研究資料の様式であります。こちらは様式1と同様となっております。

10ページ、様式3は、教科書学校調査資料の様式であります。今回から設置をされる各学校で行う学校調査会で作成する資料の様式であります。特長を記載することとなっております。

11ページ、12ページ、様式4、様式5は、特別支援学級の様式であります。こちらは、中学校教科用図書の様式と同一に改めております。

次に、要領に戻りまして、3ページ、第4、調査研究の内容・方法の3を御覧ください。

資料の作成につきましては、いずれも学習指導要領の目標及び内容に照らし、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭にわかるよう記述することとなっております。優劣を記載したり、主観に基づく意見を記載したりするものではございません。

同じく3ページ、第5、適正かつ公平な採択の確保のために、ここに掲げている教員は資料の作成等にかかわることはできません。委員を委嘱するに際しては、誓約書に署名、捺印することとしております。

また、4ページ、第5の2に記載のあるとおり、委員名簿は採択まで公開しないこととなっております。十分留意してまいります。

最後に、日程であります。

7ページ、横置きの日程表を御覧ください。

こちら、5月11日以降、2つのグループに分けまして、各中学校に教科書セットを回覧いたします。回覧後、各中学校において学校調査資料を作成いたします。調査研究委員会は、5月18日以降、教科別を実施をし、7月3日までに調査研究資料を作成し、採択資料作成委員会に提出をいたします。採択資料作成委員会は、これを受けて7月21日までに、教科書採択資料作成委員会報告書を作成し、教員委員会へ報告することとなっております。

本日、御意見をいただいた上で、4月22日に採択要領を決定したいと考えております。その上で、8月7日の臨時教育委員会におきまして採択をお願いいたしたく存じます。

以上でございます。

○持田教育長 これより、協議事項に対して御意見、質疑等があればお受けいたします。

島田委員。

○島田委員 中学校の教科ごとの調査研究委員会の中に、小学校教員が各1人ずつ入っているんですけども、これについて教えていただければと思います。

○持田教育長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 お答えします。

こちらにつきましては、中学校の教科書ではございますが、小学校からの学習の流れがございませう。そういった意味で、小学校の学習として定着したものが、どのように中学校の教科書として学習するかという点で、調査をするものでございませう。また、本市におきましては、特に小学校、中学校が連携をした教育を推進しておりますので、この小学校の教員が、この研究委員会の委員として入ることは、非常に重要なことだというふうを考えております。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

ほかに御意見、質疑等はありませんか。

土田教育長職務代理人。

○土田職務代理人 教科書の展示会ですけれども、法定展示会プラス特別展示、先に市民要望等もございまして、教育委員会が柔軟に対応するために、小学校の教科書展示から確か始めたような記憶があるんですけれども、この展示会の実績というんでしょうか、そういった実績というのは、今、手にお持ちになっていますか。なければ、まだ協議事項ですから、後日伺いますから結構ですけれども、いかがですか。

○持田教育長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 お答えします。

昨年度も教科書展示会、特別展示も実施をいたしました。特別展示、法定展示を含めまして、ちょっと現在、正確な数字は、こちらの手元にはございませうが、多くの保護者の方、地域の方に御意見をいただきました。その御意見を全て一覧表にいたしまして、臨時教育委員会に提出をさせていただき、御協議をいただきました。

以上でございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○土田職務代理人 はい。

○持田教育長 そのほか、よろしいですか。

本木委員。

○本木委員 展示期間が土曜日に入ったとか、延びたということはいいいことなんですけれども、

私たちが教科書を見れるのはいつ頃からですかね。

○持田教育長 小嶺指導・教育センター担当課長。

○小嶺指導・教育センター担当課長 お答えをいたします。

教科書見本につきましては、教育委員会に5セットずつ参ります。そのうち1セットにつきましては、まず5月11日以降、到着次第ですが、教育委員会に常駐をさせていただく予定でございます。ただし、1セットのみでございますので、こちらにつきましては委員の皆様大変ご迷惑をおかけいたしますが、各学校の調査会、そして展示会等、終了した段階で他のセットも戻る予定となっております。具体的には、7月6日以降にはほかのセットも、2セット、戻ってくる予定でございますので、そちらもあわせて委員の皆様御覧をいただく予定となっております。

以上でございます。

○本木委員 ありがとうございます。

○持田教育長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○持田教育長 高橋代表教育委員は。

○高橋代表教育委員 結構でございます。

○持田教育長 よろしいでしょうか。御意見、質疑等ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第7 その他

○持田教育長 日程第7、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○持田教育長 事務局からの報告等の発言があれば、お受けいたします。

○松下教育総務課長 特にございません。

○持田教育長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○持田教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成27年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前10時31分閉会